

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の
回数を定める条例

平成19年3月30日

条例第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定により、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の定例会は、毎年2回とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成19年における定例会の回数は、年1回とする。